

資 料 編

データで振り返る、松本信用金庫

リスク管理体制……………	1
リスク管理の基本方針	
リスク管理体制の組織概要	
内部管理態勢・コンプライアンス等……………	2
内部管理態勢の整備	
コンプライアンス（法令等遵守）	
金融ADR（裁判外紛争解決手続）制度への対応	
財務諸表……………	4
貸借対照表	
損益計算書	
剰余金処分計算書	
経営指標……………	8
直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
預金に関する指標	
貸出金等に関する指標	
有価証券に関する指標	
報酬体系について	
不良債権の状況……………	15
自己資本の充実の状況について……………	16
自己資本の構成に関する開示事項	
自己資本の充実度に関する事項	
信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引及び長期決済期間取引	
の取引相手のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用	
されるエクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	

リスク管理体制

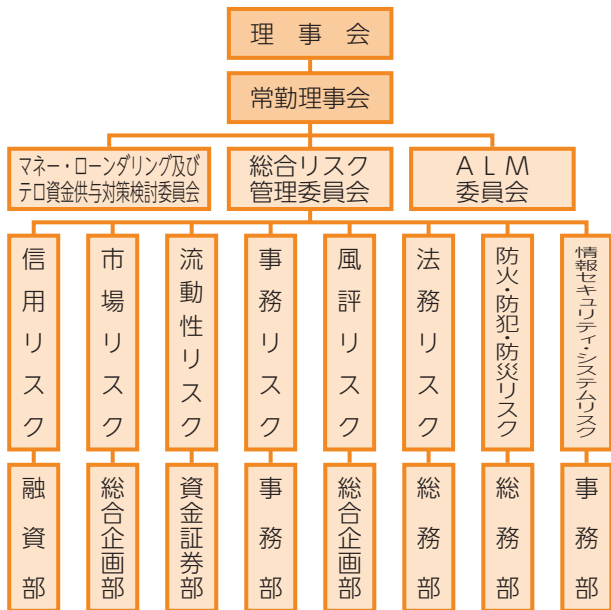
■ リスク管理の基本方針

経済環境や金融情勢のさまざまな変化に伴って、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化・多様化しております。

当金庫では、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、各種リスクを的確に把握し、コントロールする管理態勢の構築に努めております。組織態勢としては、リスクカテゴリーごとに統括部署を定め、日常業務において管理を行うことを基本としております。さらに、全体を統括する組織として、経営陣を中心とした総合リスク管理委員会を設置し、管理態勢の充実・強化を図り、下部組織として、各リスク検討委員会を設置し、具体的な活動に反映させております。

また、当金庫の経営方針、経営戦略、リスク状況を整合させ、的確な運用・調達構造を構築することを目的とするALM委員会を設置しております。

■ リスク管理体制の組織概要



統合的リスク管理	統合的リスク管理	統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関してそれぞれのリスクカテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較、対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。 当金庫では、各種業務の遂行に伴い発生するさまざまなリスクを適切に管理するほか、リスクを全体として捉え統合的に管理する総合リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク管理の調整を行い、経営体力に見合ったリスクコントロールを実施することにより健全性の確保と安定収益の確保に努めております。
	信用リスク	信用リスクとは、取引先の倒産や財務内容の悪化などにより、資産（貸出金や有価証券など）の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。 当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識しております。各計測手法を活用したリスク量の算出や与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
	市場リスク	市場リスクとは、市場金利などが変動することにより、金利感応資産・負債（貸出金、預け金、有価証券、預金等）の価値が変動するリスク（金利リスク）、有価証券等の価格の変動によって資産価値が減少するリスク（価格変動リスク）、外国為替相場の変動によって資産価値が減少するリスク（為替リスク）などがあります。 当金庫では、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理により、適正な収益を確保することを基本方針としております。的確かつ迅速なリスク判断を行うため、ALM委員会を中心に資産・負債の総合管理を行っております。
	流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、店頭での支払いや決済資金が確保できなくなるリスクのことです。 当金庫では、資金繰りの状況を的確に把握し、資金調達・運用構造に即して資金の入り払いの平準化を図り、適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としております。日々の資金繰りは、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が預金残高の一定水準以上維持するよう管理しております。緊急時の資金調達手段は、信金中央金庫に支払準備資産を預けるなど十分な支払準備資産を確保し、不測の事態に備えております。
	オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことです。 当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識し管理しております。
	事務リスク	事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことです。 当金庫では、内部規定等の整備や事務指導による厳正な事務管理を行うことによって、損失を未然に回避することを基本方針としております。日常の事務ミス防止のため、内部規定の整備、事務指導・研修等を通じて事務能力向上に努めております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン、誤作動、不正使用等により損失が発生するリスクのことです。 当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて、適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。コンピューターシステム等の誤処理や災害、不正使用等によりシステムが停止したり情報漏洩等が起こった場合には、お客さまからの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることになります。こうした認識のもと、セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めております。
	その他のリスク	法務リスク、風評リスク、防火・防犯・防災リスクなどがあります。 当金庫では、それぞれ担当部署を定め適切に対応しております。

内部管理態勢・コンプライアンス等

■ 内部管理態勢の整備

金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしていくためには、「業務の適切性を確保するための体制」（いわゆる「内部統制システム」）の整備が重要課題であるとの認識のもと、その整備に係る「内部管理基本方針」を平成19年10月に制定し、体制の整備を進めてまいりました。基本方針の概要は次のとおりです。

「内部管理基本方針」概要

- 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ コンプライアンス（法令等遵守）

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、当金庫では「法令等」を法律・政省令はもとより、条例・規則、庫内の諸規程、社会的規範から世間の常識に至るまで、極めて広範囲を指すものと捉えております。また、金融機関の社会的責任と公共的使命を踏まえ、より高いレベルのコンプライアンスが求められているものと認識し、これらのルールを役職員の自己啓発と組織的な管理態勢によって、遵守していくこととしております。

そして、このことが当金庫の創業理念でもある「地域との共存共栄」を実現するための、最低限の義務であると考えております。

1.コンプライアンスへの取組み

信用金庫役職員は、単にコンプライアンスだけにとどまらず、さらに高い倫理観をもって業務推進にあたり、安定した経営を確立することが求められております。

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、経営トップ自ら率先垂範するとともに、強いリーダーシップのもと、コンプライアンス態勢の充実・強化を図っております。

また、市民生活に脅威をあたえる反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶し、資金提供や不適切、異例な取引及び便宜供与はこれを行わ

ず、平素から警察、暴力追放県民センター、弁護士などと緊密な連携を保つとともに、預金取引及び融資取引について反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力を断固排除することといたしました。

2.当金庫のコンプライアンス態勢

当金庫では、コンプライアンスの統括担当部署を総務部に置き、さらにすべての部・店・出張所に「コンプライアンス責任者及び担当者」を配置して、コンプライアンス態勢の実効性を確保しております。

また、内部管理基本方針・コンプライアンス管理規程に沿って「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実践に取り組んでおります。

3.役職員のコンプライアンスに対する意識の向上

当金庫は、コンプライアンスに対する基本方針、経営に関する法規制、役職員の行動基準、事例解説などを記載した「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布し、研修・OJTを通じてコンプライアンスに対する意識の向上を図っております。

4.反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守いたします。

*「反社会的勢力に対する基本方針」についてはこちらよりご覧いただけます。



5.特殊詐欺（振り込め詐欺）被害撲滅に向けて

当金庫は、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害から、お客さまの大切な財産を守るため、警察、防犯協会など外部専門機関と緊密な連携関係を構築して職員の啓発を図り、役職員一同、特殊詐欺被害撲滅に取り組んでおります。

6.個人情報保護への対応

当金庫は、お客さまの個人情報保護を徹底し、適正な利用を図るための管理体制を整備し、役職員一同、お客さまの大切な情報の保護に全力で取り組んでおります。

*「個人情報保護への対応」についてはこちらよりご覧いただけます。



7. 金融商品に係る勧誘方針

金融商品等の勧誘に際しては、「金融商品の販売等に関する法律」及び「金融商品取引法」等に基づき、コンプライアンスの精神に則った勧誘方針を策定し、取引の適正確保を図るとともに、お客さまの利益保護・管理に努めております。

* 「金融商品に係る勧誘方針」についてはこちらよりご覧いただけます。



8. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー及び対応

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針及び対応について定め、管理態勢を整備しております。

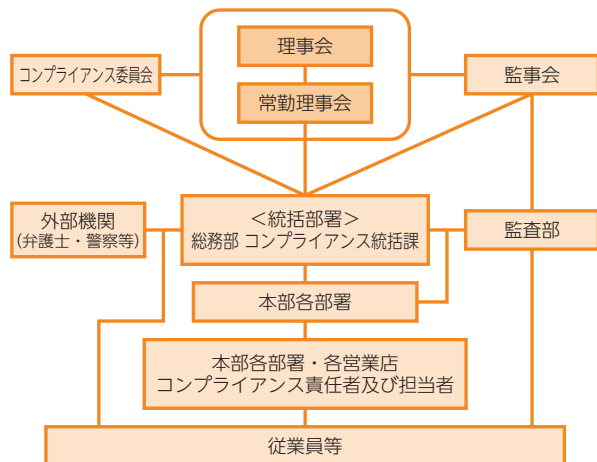
* 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー」についてはこちらよりご覧いただけます。



* 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る対応」についてはこちらよりご覧いただけます。



■ コンプライアンス管理体制図



■ 金融ADR(裁判外紛争解決手続)制度への対応 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めております。苦情等は各お取引店又は総務部コンプライアンス統括課にお申し出ください。

受付先	受付日時	電話番号
各お取引店 コンプライアンス統括課	当金庫営業日 9:00～17:00	本編13ページ参照 0263-35-0064

当金庫のお客さまからの苦情等は、下記の相談所でも受け付けております。

受付先	受付日時	電話番号
全国しんきん相談所	信用金庫営業日 9:00～17:00	03-3517-5825
関東地区しんきん相談所		03-5524-5671

紛争解決措置

当金庫は、苦情等のお申し出があった場合、内容を十分に伺ったうえで内部調査を行い、事実関係を把握し、関係部署と連携し、速やかにお申し出の解決が図れるよう努めております。

なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）・長野県弁護士会・山梨県弁護士会の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部コンプライアンス統括課、又は全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所へお申し出いただくか、各弁護士会へ直接お申し出ください。

受付先	受付時間	電話番号
東京弁護士会 紛争解決センター	9:30～12:00 13:00～15:00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	10:00～12:00 13:00～16:00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	9:30～12:00 13:00～17:00	03-3581-2249
長野県弁護士会 紛争解決センター	9:00～17:00	026-232-2104
山梨県弁護士会 民事紛争処理センター	10:00～12:00 13:00～16:00	055-235-7202

いずれも土日祝日・年末年始は除きます。

東京三弁護士会・長野県弁護士会・山梨県弁護士会の紛争解決センター等は、東京都・長野県・山梨県以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京・長野・山梨以外の弁護士会を利用することもできます。ご利用いただける弁護士会については、上記弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所又は当金庫総務部コンプライアンス統括課にお尋ねください。

* 苦情処理措置・紛争解決措置等の詳細については当金庫ホームページ（<https://www.matsumoto-shinkin.jp/>）をご覧ください。

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
《資産の部》		
現金	4,267,981	4,403,857
預け金	73,950,102	73,982,886
買入金銭債権	420,332	319,869
有価証券	167,784,999	175,632,308
国債	28,855,470	24,609,640
地方債	23,079,904	22,797,786
社債	63,733,409	72,422,595
株式	5,380,221	7,301,052
その他の証券	46,735,994	48,501,233
貸出金	213,905,422	220,860,627
割引手形	494,551	305,254
手形貸付	8,536,142	7,461,567
証書貸付	196,474,765	204,950,203
当座貸越	8,399,963	8,143,603
その他資産	3,288,010	3,629,739
未決済為替貸	94,626	76,818
信金中金出資金	2,325,700	2,325,700
未収収益	576,341	728,181
その他の資産	291,342	499,039
有形固定資産	3,181,426	3,465,234
建物	1,082,782	1,079,561
土地	1,903,537	1,903,537
建設仮勘定	1,740	245,752
その他の有形固定資産	193,366	236,382
無形固定資産	42,909	45,810
ソフトウェア	19,775	22,675
その他の無形固定資産	23,134	23,134
前払年金費用	40,006	72,322
繰延税金資産	298,392	395,507
債務保証見返	1,066,832	1,040,868
貸倒引当金	△2,498,347	△2,282,169
(うち個別貸倒引当金)	(△2,448,632)	(△1,752,128)
資産の部合計	465,748,068	481,566,862

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：千円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
《負債の部》		
預金積金	446,646,740	463,055,221
当座預金	9,552,117	9,151,206
普通預金	209,239,744	216,884,453
貯蓄預金	1,632,076	1,591,530
通知預金	54,151	33,983
定期預金	212,193,623	222,544,813
定期積金	12,141,225	10,941,675
その他の預金	1,833,802	1,907,558
借入金	80,500	72,900
借入金	80,500	72,900
その他負債	742,568	1,155,059
未決済為替借	92,913	92,735
未払費用	214,863	586,808
給付補填備金	17,649	19,105
未払法人税等	6,224	6,217
前受収益	102,096	113,955
払戻未済金	0	0
払戻未済持分	43,626	32,588
職員預り金	96,227	78,580
資産除去債務	48,942	49,339
その他の負債	120,026	175,728
賞与引当金	218,421	221,456
役員退職慰労引当金	105,915	131,543
偶発損失引当金	301,177	200,430
睡眠預金払戻損失引当金	45,249	51,050
債務保証	1,066,832	1,040,868
負債の部合計	449,207,407	465,928,531
《純資産の部》		
出資金	1,021,285	1,011,192
普通出資金	1,021,285	1,011,192
利益剰余金	24,582,046	25,245,962
利益準備金	1,114,011	1,114,011
その他利益剰余金	23,468,035	24,131,951
特別積立金	22,680,000	23,420,000
当期末処分剰余金	788,035	711,951
処分未済持分	△6,243	△18,312
会員勘定合計	25,597,088	26,238,842
その他有価証券評価差額金	△9,056,427	△10,600,511
評価・換算差額等合計	△9,056,427	△10,600,511
純資産の部合計	16,540,661	15,638,330
負債及び純資産の部合計	465,748,068	481,566,862

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	6,531,632	7,737,692
資金運用収益	5,253,502	6,374,336
貸出金利息	2,631,529	3,045,927
預け金利息	439,716	563,630
有価証券利息配当金	2,135,467	2,709,477
その他の受入利息	46,788	55,301
役務取引等収益	471,297	472,166
受入為替手数料	183,766	188,963
その他の役務収益	287,530	283,203
その他業務収益	59,976	38,732
国債等債券売却益	21,979	9
国債等債券償還益	—	346
その他の業務収益	37,996	38,376
その他経常収益	746,856	852,456
貸倒引当金戻入益	68,686	216,178
償却債権取立益	8,023	5,989
株式等売却益	611,525	512,060
その他の経常収益	58,620	118,227
経常費用	5,685,563	7,143,143
資金調達費用	322,424	1,000,762
預金利息	314,982	988,728
給付補填備金繰入額	6,523	11,221
借入金利息	411	382
その他の支払利息	506	430
役務取引等費用	423,256	481,787
支払為替手数料	17,844	18,480
その他の役務費用	405,412	463,307
その他業務費用	1,367,324	1,921,030
国債等債券売却損	1,216,641	1,486,484
国債等債券償還損	—	239,180
国債等債券償却	149,775	193,000
その他の業務費用	907	2,365
経費	3,459,507	3,584,974
人件費	2,137,468	2,241,406
物件費	1,205,685	1,227,209
税金	116,353	116,358
その他経常費用	113,050	154,587
株式等売却損	4,816	10,528
株式等償却	47,494	59,442
その他資産償却	37,319	39,289
その他の経常費用	23,419	45,326
経常利益	846,068	594,549

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
特別損失	64,002	1,336
固定資産処分損	2,643	1,336
減損損失	61,358	—
税引前当期純利益	782,066	593,213
法人税、住民税及び事業税	6,000	6,000
法人税等調整額	9,633	△97,115
法人税等合計	15,633	△91,115
当期純利益	766,433	684,328
繰越金（当期末残高）	21,602	27,623
当期末処分剰余金	788,035	711,951

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	788,035,460	711,951,529
剰余金処分額	760,412,029	690,072,476
普通出資に対する配当金	20,412,029 (配当率年2.0%)	20,072,476 (配当率年2.0%)
特別積立金	740,000,000	670,000,000
(うち本店建設積立金)	(100,000,000)	(100,000,000)
繰越金（当期末残高）	27,623,431	21,879,053

■ 会計監査人による監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月22日

松本信用金庫

理事長 鶴見 明夫

貸借対照表関係注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物……………15年～50年
 - その他……………3年～15年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は232百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損処処理方法は次のとおりであります。

- 過去勤務費用……………その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異……………各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加加入しており、年金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
 - 年金資産の額……………1,796,855百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額……………1,828,746百万円
 - 差引額……………△31,890百万円

- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（自令和7年3月1日至令和7年3月31日）……………0.3214%

- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別積立金54百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金127,306百万円については、財政再計算に基づき、必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなります。

- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 12.会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金……………2,282百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6．に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 繰延税金資産……………395百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金庫によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 13.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額……………0百万円

- 14.有形固定資産の減価償却累計額……………5,269百万円

- 15.有形固定資産の圧縮記帳額……………360百万円

- 16.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器、自動現金計測機、営業用車両、印鑑照会システム、店内監視カメラシステム、PCネットワークシステム等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 17.信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の償付が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び払込金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………2,962百万円

- 危険債権……………6,368百万円

- 三月以上延滞債権……………71百万円

- 貸出条件緩和債権……………1,407百万円

- 合計額……………10,809百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 18.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は305百万円です。

- 19.担保に供している資産は次のとおりであります。
 - 担保に供している資産……………725百万円
 - 預け金……………100百万円

- 担保資産に対応する債務……………1,246百万円

- 信用金……………62百万円

- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、定期預金10,001百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金17百万円が含まれております。

- 20.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は260百万円です。

- 21.出資10社たりの純資産額……………7,732円61銭

- 22.金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券は保有していませんが、一部のユーロ円債において利金の受け取りを外貨に行うものが含まれているため、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理
当金庫は、リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理に関する諸規程に基づき期間を設けておりますが、日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

- (ii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、資金運用管理規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- (iii)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「信用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフトが生じた場合の経済価値は、12,516百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、当金庫において価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうちの株式及び投資信託であります。価格変動リスク以外のリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、対象の金融資産それぞれの経済価値が10%の変動幅で下落したと想定した場合の経済価値は、3,160百万円減少するものと把握しております。

また、予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

その他、当金庫では保有有価証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、当事業年度末現在当金庫の市場リスク量は、全体で6,833百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉出来ない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることとなります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	73,982	72,386	△1,596
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	7,099 168,396	6,670 168,396	△429 —
(3) 貸出金（※1） 貸倒引当金（※2）	220,860 △2,247	218,529 △2,247	△2,331 —
金融資産計	468,091	463,735	△4,356
(1) 預金積金（※1）	463,055	460,623	△2,431
(2) 借入金（※1）	72	60	△12
金融負債計	463,128	460,684	△2,444

（※1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（RFR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

白金庫保証付私募債は、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（RFR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（RFR、SWAP）で割り引いた価額

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（RFR、SWAP）を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（RFR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	27
信金中央金庫普通出資金（※1）	2,325
組合出資金（※2）	108
合計	2,462

（※1）非上場株式及び信金中央金庫普通出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」（令和6年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,029	1,056	27
	小計	1,029	1,056	27
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	4,107	3,873	△233
	その他	1,962	1,740	△222
	小計	6,070	5,613	△456
合計		7,099	6,670	△429

その他有価証券（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,319	3,646	2,672
	債券	1,190	1,070	119
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,190	1,070	119
	その他	16,758	15,070	1,688
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	24,268	19,787	4,480
	株式	953	1,115	△162
	債券	114,532	127,648	△13,115
	国債	24,609	31,086	△6,476
	地方債	22,797	24,984	△2,186
	社債	67,124	71,577	△4,452
合計	その他	28,641	30,445	△1,803
	小計	144,128	159,209	△15,081
合計		168,396	178,996	△10,600

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,329	455	—
債券	12,762	—	1,323
国債	2,196	—	790
地方債	1,645	—	153
社債	8,920	—	379
その他	3,684	84	163
合計	17,777	539	1,486

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、252百万円（債券193百万円、株式59百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、有価証券の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合及び30～50%下落したもののうち、当金庫の定める合理的な基準に基づく場合等としております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、17,620百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,907百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	515百万円
繰越欠損金	296
賞与引当金	62
その他	534
繰延税金資産小計	1,407
評価性引当額	△991
繰延税金資産合計	416

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
その他	20
繰延税金負債合計	20
繰延税金資産の純額	395百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和8年3月31日）（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	296	296
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	296	296

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

経営指標

■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

<最近5年間の主要な経営指標の推移>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位
純資産額	23,190	19,660	22,040	16,540	15,638	百万円
総資産額	486,588	461,840	466,664	465,748	481,566	
残高 預金積金残高	435,712	439,610	442,049	446,646	463,055	
貸出金残高	204,789	206,655	210,348	213,905	220,860	
有価証券残高	183,777	179,655	172,493	167,784	175,632	
利益 経常収益	4,983,746	5,298,093	6,563,859	6,531,632	7,737,692	千円
経常利益	693,400	590,932	660,054	846,068	594,549	
当期純利益	636,545	608,792	636,646	766,433	684,328	
出資 出資総額	1,075,766	1,048,427	1,033,338	1,021,285	1,011,192	円
出資総口数	2,151,532	2,096,854	2,066,677	2,042,571	2,022,385	
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	32,272,597	20,867,686	20,637,192	20,412,029	20,072,476	円
単体自己資本比率	15	10	10	10	10	%
会員数	13.94	14.54	14.13	13.94	13.28	人
役員数	38,785	36,685	35,497	34,587	34,004	
うち常勤役員数	12	12	12	11	12	
職員数	7	7	7	7	7	
	291	288	289	292	295	

■ 主要な業務の状況を示す指標

<業務粗利益及び業務粗利益率>

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	4,931,078	5,373,574
資金運用収益	5,253,502	6,374,336
資金調達費用	322,424	1,000,762
役務取引等収支	48,041	△9,621
役務取引等収益	471,297	472,166
役務取引等費用	423,256	481,787
その他の業務収支	△1,307,347	△1,882,297
その他業務収益	59,976	38,732
その他業務費用	1,367,324	1,921,030
業務粗利益	3,671,770	3,481,655
業務粗利益率	0.78%	0.71%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

<業務純益>

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	236,180	▲77,471
実質業務純益	236,180	▲77,471
コア業務純益	1,580,618	1,840,837
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	1,452,917	1,666,216

(注) 1. 業務純益＝業務収益－業務費用
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

<資金運用収支の内訳>

(単位 平均残高：百万円、利息：千円、利回り：%)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	470,222	5,253,502	1.11	483,815	6,374,336	1.31
うち貸出金	210,822	2,631,529	1.24	216,712	3,045,927	1.40
うち預け金（除く無利息）	72,575	439,716	0.60	79,096	563,630	0.71
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	184,069	2,135,467	1.16	185,322	2,709,477	1.46
資金調達勘定	450,306	322,424	0.07	463,021	1,000,762	0.21
うち預金積金	450,121	321,506	0.07	462,859	999,949	0.21
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	84	411	0.48	76	382	0.50

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和6年度262百万円、令和7年度270百万円）を控除して表示しております。

<利鞘>

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.11	1.31
資金調達原価率	0.83	0.99
総資金利鞘	0.27	0.32

<受取・支払利息の増減>

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による 増 減	利率による 増 減	純増減	残高による 増 減	利率による 増 減	純増減
受取利息	91,730	279,813	371,544	129,812	982,509	1,112,322
うち貸出金利息	76,248	106,378	182,626	75,204	339,193	414,397
うち預け金利息	△25,652	150,165	124,513	39,977	83,937	123,914
うち有価証券利息配当金	41,134	23,269	64,403	14,630	559,378	574,009
支払利息	327	273,909	274,236	9,234	669,103	678,338
うち預金積金利息	426	273,903	274,330	9,349	669,094	678,443
うち借入金利息	△37	7	△30	△38	9	△29

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

<総資産利益率>

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.17	0.12
総資産当期純利益率	0.16	0.13

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

■ 預金に関する指標

<預金積金平均残高>

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
流動性預金	223,258	227,948
うち有利息預金	197,286	203,907
定期性預金	225,765	233,777
うち固定金利定期預金	213,080	222,192
うち変動金利定期預金	58	58
その他	1,097	1,133
合計	450,121	462,859

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

<金利区分別定期預金残高>

(単位：百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
固定金利定期預金	212,059	222,494
変動金利定期預金	67	50
合計	212,126	222,544

■ 貸出金等に関する指標

<貸出金科目別平均残高>

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
割引手形	607	428
手形貸付	8,524	8,459
証書貸付	194,267	200,121
当座貸越	7,422	7,703
合計	210,822	216,712

<金利区分別貸出金残高>

(単位：百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
固定金利貸出	145,693	144,273
変動金利貸出	68,212	76,587
合計	213,905	220,860

<担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額>

(単位：百万円)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当金庫預金積金	2,542	65	2,288	63
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	24,613	382	24,860	365
その他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	64,970	—	71,844	—
保証	30,294	36	29,498	34
信用	91,483	581	92,368	577
合計	213,905	1,066	220,860	1,040

<使途別貸出金残高>

(単位：百万円、%)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	114,221	53.4	122,501	55.5
運転資金	99,683	46.6	98,359	44.5
合計	213,905	100.0	220,860	100.0

<個人向けローン残高>

(単位：百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
	残 高	残 高
個人向けローン	70,250	76,011
住宅ローン	63,752	68,052
消費者ローン	6,498	7,958

<貸出金業種別内訳>

(単位：先、百万円、%)

	令和7年3月末			令和8年3月末		
	貸出先数	貸出残高	構成比	貸出先数	貸出残高	構成比
製造業	321	16,180	7.5	308	14,909	6.7
農業、林業	37	454	0.2	41	416	0.1
漁業	4	25	0.0	4	41	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	122	0.0	4	90	0.0
建設業	492	10,101	4.7	497	9,704	4.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2	123	0.0	2	305	0.1
情報通信業	20	1,681	0.7	19	1,396	0.6
運輸業、郵便業	64	3,570	1.6	62	3,961	1.7
卸売業、小売業	510	11,479	5.3	497	11,119	5.0
金融業、保険業	13	14,102	6.5	13	14,101	6.3
不動産業	377	18,414	8.6	381	20,664	9.3
物品賃貸業	10	421	0.1	10	424	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	17	225	0.1	13	187	0.0
宿泊業	85	5,535	2.5	95	5,523	2.5
飲食業	330	2,950	1.3	342	3,063	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	148	2,415	1.1	155	2,198	0.9
教育、学習支援業	16	1,631	0.7	17	1,771	0.8
医療、福祉	98	5,853	2.7	99	5,232	2.3
その他のサービス	389	7,432	3.4	416	9,231	4.1
地方公共団体	20	38,032	17.7	21	37,221	16.8
個人（住宅・消費・納税資金等）	9,589	73,151	34.1	9,879	79,297	35.9
合計	12,546	213,905	100.0	12,875	220,860	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<預貸率（貸出金の預金に対する比率）>

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
預貸率（末残）	47.89	47.69
預貸率（平残）	46.83	46.82

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} (+ \text{譲渡性預金})} \times 100$

<貸倒引当金の残高・期中増加額>

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期 首 高	当 期 増加額	当期減少額		期 末 高	期 首 高	当 期 増加額	当期減少額		期 末 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	126	49	—	126	49	49	530	—	49	530
個別貸倒引当金	2,474	2,448	34	2,440	2,448	2,448	1,752	—	2,448	1,752
合計	2,601	2,498	34	2,567	2,498	2,498	2,282	—	2,498	2,282

(注) 1. 計上理由及び算定方法は貸借対照表に注記しております。
2. 「当期減少額その他」は、洗替えによるものであります。

<貸出金償却額>

(単位：百万円)

令和6年度	令和7年度
—	—

■ 有価証券に関する指標

＜商品有価証券の種類別平均残高＞ —— 取扱いございません。

＜有価証券種類別残存期間別残高＞

(単位：百万円)

令和7年3月末								
	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	523	—	4,957	23,374	—	28,855
地方債	2,494	—	195	—	20,389	—	—	23,079
社債	710	4,409	11,120	7,970	25,127	13,838	555	63,733
株式	—	—	—	—	—	—	5,380	5,380
外国証券	2,100	4,360	7,015	1,796	4,226	5,192	—	24,691
その他の証券	—	2,043	2,689	4,198	8,660	452	4,000	22,044
合計	5,305	10,814	21,544	13,965	63,360	42,857	9,936	167,784

令和8年3月末								
	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	510	—	—	5,450	18,647	—	24,609
地方債	—	194	—	821	21,781	—	—	22,797
社債	1,201	9,848	14,919	7,424	26,390	12,087	549	72,422
株式	—	—	—	—	—	—	7,301	7,301
外国証券	1,094	8,131	4,033	3,008	3,347	5,357	—	24,973
その他の証券	26	1,418	3,057	3,624	11,041	432	3,926	23,527
合計	2,322	20,104	22,010	14,879	68,013	36,525	11,776	175,632

＜有価証券種類別平均残高＞

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	平均残高	平均残高
国債	39,543	32,732
地方債	24,993	24,302
短期社債	—	—
社債	68,139	74,941
株式	3,919	4,605
外国証券	26,226	26,615
その他の証券	21,248	22,125
合計	184,069	185,322

＜預証率（有価証券の預金に対する比率）＞

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
預証率（末残）	37.56	37.92
預証率（平残）	40.89	40.03

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} (+ \text{譲渡性預金})} \times 100$

<有価証券の時価情報>

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	200	—	—	—	—
	その他	300	305	5	1,029	1,056	27
	小計	500	505	5	1,029	1,056	27
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,397	3,310	△86	4,107	3,873	△233
	その他	1,600	1,488	△111	1,962	1,740	△222
	小計	4,997	4,798	△198	6,070	5,613	△456
合計		5,497	5,304	△192	7,099	6,670	△429

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,922	2,732	1,189	6,319	3,646	2,672
	債券	4,121	4,042	79	1,190	1,070	119
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,995	1,994	0	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,126	2,047	79	1,190	1,070	119
	その他	10,519	9,944	574	16,758	15,070	1,688
	小計	18,562	16,719	1,843	24,268	19,787	4,480
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,430	1,632	△202	953	1,115	△162
	債券	107,950	116,360	△8,410	114,532	127,648	△13,115
	国債	28,855	33,477	△4,622	24,609	31,086	△6,476
	地方債	21,084	22,136	△1,051	22,797	24,984	△2,186
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	58,010	60,746	△2,736	67,124	71,577	△4,452
	その他	34,214	36,502	△2,287	28,641	30,445	△1,803
	小計	143,595	154,495	△10,900	144,128	159,209	△15,081
合計		162,158	171,214	△9,056	168,396	178,996	△10,600

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

＜市場価格のない株式等及び組合出資金＞

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	27	27
信金中央金庫普通出資金	2,325	2,325
組合出資金	101	108
合計	2,455	2,462

＜金銭の信託＞ ————— 取扱いございません。

＜デリバティブ取引＞ ————— 取扱いございません。

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事・常勤監事・非常勤理事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」及び「功労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

① 報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額については、役位や在任年数等を、各理事の賞与額については、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しております。

② 退職慰労金及び功労金

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 支給額及び支給時期
- 支給額の算定方法
- 功労金
- 支給制限

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払い総額
対象役員に対する報酬等	145,098千円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は3名です(期中に就任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「報酬」112,650千円、「賞与」6,600千円、「退職慰労金」・「功労金」25,848千円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和7年度においては、該当する会社等はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和7年度に常勤役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和7年度において常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

不良債権の状況

■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づき、総与信の状況がどのような状況にあるのかを、当金庫の資産査定基準に基づき算出しております。不良債権の前倒処理を進めるため、経営不振となっている企業に対する貸出金等を厳格に査定しております。

なお、不良債権のすべてが回収不能な債権ということではありません。特に貸出条件緩和債権はこれにあたり、厳しい経営環境下にあるお取引先の経営を支援するため、貸出金利の引き下げを行ったものや、貸付期限を延長したものなどです。

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
				担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年3月期	2,428	2,428	1,217	1,210	100.00	100.00
	令和8年3月期	2,962	2,962	1,567	1,395	100.00	100.00
危険債権	令和7年3月期	9,400	8,531	7,337	1,193	90.75	57.86
	令和8年3月期	6,368	5,799	5,478	321	91.07	36.13
要管理債権	令和7年3月期	339	83	76	6	24.62	2.65
	令和8年3月期	1,478	792	335	456	53.60	39.98
三月以上延滞債権	令和7年3月期	—	—	—	—	—	—
	令和8年3月期	71	77	71	6	109.13	—
貸出条件緩和債権	令和7年3月期	339	83	76	6	24.62	2.65
	令和8年3月期	1,407	714	264	450	50.79	39.41
小計 (A)	令和7年3月期	12,168	11,043	8,632	2,411	90.75	68.18
	令和8年3月期	10,809	9,555	7,380	2,174	88.39	63.41
正常債権 (B)	令和7年3月期	203,146					
	令和8年3月期	211,457					
総与信残高 (A) + (B)	令和7年3月期	215,314					
	令和8年3月期	222,267					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本の充実の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる出資金のほか、毎期の剰余金の一部を積み立てた特別積立金等からなっております。

■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,576	26,218
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,021	1,011
うち、利益剰余金の額	24,582	25,245
うち、外部流出予定額 (△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△6	△18
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	49	530
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	49	530
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	25,626	26,748
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	42	45
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	45
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	215	292
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	40	72
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	298	410
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	25,327	26,338
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	174,947	188,324
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,983	9,945
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	183,930	198,270
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.77	13.28

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、会員数の増加による出資金の増加及び内部留保による利益剰余金の積み上げを行うことを主体として、自己資本を充実させてまいりました。その結果、令和8年3月末において、自己資本比率は13.28%となり、国内基準の4%を大きく上回ることができております。

また、さらに経営の健全性、安全性を高めていくため、より一層の自己資本の充実が不可欠であると認識しております。今後は、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	174,947	6,997	188,324	7,532
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	163,259	6,530	174,823	6,992
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	540	21	530	21
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	—	20	0
国際開発銀行向け	70	2	70	2
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	351	14	350	14
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	24,002	960	24,173	966
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,508	260	6,110	244
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権を含む。）	45,384	1,815	48,006	1,920
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	14,941	597	15,759	630
トランザクター向け	304	12	309	12
不動産関連向け	35,608	1,424	38,398	1,535
自己居住用不動産等向け	23,337	933	23,646	945
賃貸用不動産向け	9,975	399	12,500	500
事業用不動産関連向け	1,870	74	1,815	72
その他不動産関連向け	424	16	435	17
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,931	397	11,164	446
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,630	185	4,459	178
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	540	21	541	21
取立未済手形	18	0	15	0
信用保証協会等による保証付	1,168	46	1,390	55
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	6,273	250	8,672	346
上記以外	19,777	791	21,272	850
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,500	500	13,250	530
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,361	94	2,361	94
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	206	8	258	10
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,709	188	5,402	216
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11,578	463	13,412	536
リスク・スルー方式	11,578	463	13,412	536
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額 (簡便法)	105	4	88	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,983	359	9,945	397
BI	5,988		6,630	
BIC	718		795	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	183,930	7,357	198,270	7,930

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、お客さまの業況や財務状況の悪化等により、貸出金などの元金や利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

また、保有する有価証券（債券等）が発行体の倒産等により、元金や利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクを含みます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、貸出業務及び市場運用業務の運営に際し、リスクを適正に把握することによって将来の損失を未然に防ぐとともに、安定した収益を確保できる適切な与信構造（ポートフォリオ）を構築する事を基本方針としております。

審査部門は営業推進部署から分離・独立した厳正な審査体制を整備し、さらに資産監査部署からも分離・独立した体制によって牽制機能を確認しております。

審査にあたっては、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳格に審査し、特定業種、大口取引に偏らないようリスクの分散に努めております。さらに、財務情報に定性情報を加味して総合的に評価した企業格付により、格付区分別の把握・分析を行い、資産査定に厳格運用によって、常にモニタリングを行う体制を整備しております。

また、将来予想される損失については、資産査定により区分された与信債権の債務者区分及び分類区分に対応した引当を実施して万が一に備えております。引当には、将来発生が見込まれる損失に備えて計上する一般貸倒引当金（正常先及び要注意先の債権に対する貸倒引当金）と個別貸倒引当金（破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の債権に対する貸倒引当金）があり、いずれも毎期末に全額を洗替え方式により引当を行っております。

引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。一方、個別貸倒引当金は、ご融資先ごとに予想損失額を算出して計上しております。

有価証券（債券）については、格付機関（下記）の格付を参照するとともに、時価評価額の変動をモニタリングすることによって、損失の発生を最小限にとどめる体制を整備しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を計算するために使用する資産や債務者の種類ごとの掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。

標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分ごとに定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫は、標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社の信用評価（格付）をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

1. 株式会社 格付投資情報センター
2. 株式会社 日本格付研究所
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	35,335	36,644	16,543	15,252	17,087	19,287	－	－	2,135	1,838
農・林・漁業	517	613	517	513	－	100	－	－	159	165
鉱業、採石業、砂利採取業	155	123	122	90	－	－	－	－	16	13
建設業	14,954	14,913	11,736	11,569	3,000	3,060	－	－	1,036	963
電気・ガス・熱供給・水道業	13,938	15,949	123	333	13,796	15,597	－	－	－	－
情報通信業	6,822	6,085	1,689	1,403	4,533	4,233	－	－	31	31
運輸業、郵便業	9,119	10,630	3,620	4,014	5,002	6,183	－	－	393	464
卸売業、小売業	18,350	18,489	11,991	11,695	5,696	6,196	－	－	2,123	1,463
金融業、保険業	113,616	116,812	14,164	14,169	32,374	36,042	－	－	－	－
不動産業	26,632	30,580	19,392	21,725	5,399	6,985	－	－	818	732
物品賃貸業	432	536	432	436	－	100	－	－	2	2
学術研究、専門・技術サービス業	434	195	234	195	200	－	－	－	27	16
宿泊業	5,681	5,555	5,581	5,555	100	－	－	－	2,353	2,205
飲食業	3,747	3,887	3,747	3,887	－	－	－	－	467	545
生活関連サービス業、娯楽業	3,054	3,189	2,812	2,697	200	450	－	－	442	460
教育、学習支援業	1,655	1,795	1,655	1,795	－	－	－	－	43	24
医療・福祉	6,396	5,835	6,396	5,835	－	－	－	－	333	283
その他のサービス	8,310	10,087	8,185	9,961	－	－	－	－	960	842
国・地方公共団体等	109,038	107,777	38,050	37,238	60,909	59,870	－	－	－	－
個人	73,029	78,965	73,029	78,965	－	－	－	－	975	1,029
その他	8,808	10,206	－	0	－	－	－	－	－	－
業種別合計	460,033	478,875	220,026	227,336	148,300	158,105	－	－	12,321	11,083
1年以内	41,023	42,841	26,983	23,408	5,408	2,305	－	－		
1年超3年以内	43,188	50,636	16,057	15,208	8,915	18,799	－	－		
3年超5年以内	44,209	43,413	16,325	22,330	19,384	19,807	－	－		
5年超7年以内	37,062	38,395	26,243	26,087	10,451	12,284	－	－		
7年超10年以内	108,598	113,547	31,012	31,206	57,576	62,313	－	－		
10年超	149,098	150,720	99,004	104,594	45,564	41,595	－	－		
期間の定めのないもの	36,852	39,322	4,399	4,500	1,000	1,000	－	－		
残存期間別合計	460,033	478,875	220,026	227,336	148,300	158,105	－	－		
国内	440,732	459,375	220,026	227,336	128,999	138,605	－	－		
国外	19,300	19,500	－	－	19,300	19,500	－	－		
地域別合計	460,033	478,875	220,026	227,336	148,300	158,105	－	－		

- （注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記業種区分の「その他」には、現金、投資信託、固定資産等を含んでおります。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ————— 資料編11ページをご参照ください。

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	期末残高		増減額		
	令和6年度	令和7年度		令和6年度	令和7年度
製造業	466	472	6	—	—
農・林・漁業	5	6	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	121	99	△22	22	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	1	2	0	—	—
運輸業、郵便業	2	6	4	—	—
卸売業、小売業	732	396	△336	11	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	262	266	4	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	702	511	△190	—	—
飲食業	19	26	7	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	30	149	119	—	—
教育、学習支援業	3	3	0	—	—
医療・福祉	12	43	30	—	—
その他のサービス	1	5	3	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	42	82	39	—	—
その他	44	34	△9	—	—
合計	2,448	2,106	△342	34	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳^{※1}

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
	令和6年度					
現金	4,267	—	4,267	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	44,820	—	44,820	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,600	—	1,600	—	540	34
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	62,181	—	62,181	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	—	100	—	20	20
国際開発銀行向け	300	—	300	—	70	23
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3,517	—	3,517	—	351	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	94,687	—	94,687	—	24,002	25
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,916	—	14,916	—	6,508	44
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	81,523	4,825	79,187	861	45,384	57
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	27,879	48,546	24,784	1,358	14,941	57
トランザクター向け	—	40,015	—	771	304	39
不動産関連向け	72,053	—	71,740	—	35,608	50
自己居住用不動産等向け	56,982	—	56,810	—	23,337	41
賃貸用不動産向け	12,470	—	12,376	—	9,975	81
事業用不動産関連向け	1,870	—	1,846	—	1,870	101
その他不動産関連向け	729	—	707	—	424	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,931	—	9,931	—	9,931	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,872	106	3,688	9	4,630	125
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	841	—	840	—	540	64
取立未済手形	94	—	94	—	18	20
信用保証協会等による保証付	25,535	475	25,535	47	1,168	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,273	—	6,273	—	6,273	100
合計					143,481	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	4,403	－	4,403	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	42,804	－	42,804	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,900	－	1,900	－	530	28
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	0
我が国の地方公共団体向け	62,222	－	62,222	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	－	100	－	20	20
国際開発銀行向け	300	－	300.0	－	70	23
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	0
我が国の政府関係機関向け	3,500	－	3,500	－	350	10
地方三公社向け	－	－	－	－	－	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	95,930	－	95,930	－	24,173	25
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,182	－	14,182	－	6,110	43
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	91,691	6,224	89,490	1,027	48,006	53
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	29,916	50,830	26,746	1,364	15,759	56
トランザクター向け	－	41,200	－	786	309	39
不動産関連向け	78,471	－	78,134	－	38,398	49
自己居住用不動産等向け	61,111	－	60,948	－	23,646	39
賃貸用不動産向け	14,764	－	14,652	－	12,501	85
事業用不動産関連向け	1,826	－	1,808	－	1,815	100
その他不動産関連向け	768	－	725	－	435	60
A D C 向け	－	－	－	－	－	0
劣後債権及びその他資本性証券等	8,931	－	8,931	－	11,164	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,861	77	3,761	7	4,459	118
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	886	－	886	－	541	61
取立未済手形	76	－	76	－	15	20
信用保証協会等による保証付	25,521	455	25,521	45	1,390	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	0
株式等	6,671	－	6,671	－	8,672	130
合計					153,550	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	4,267	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	44,820	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	400	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	62,181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	200	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,517	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	71,674	-	14,901	-	-	-	300	-	-	3,305	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	3,303	-	4,501	-	-	-	300	-	-	3,305	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	19,197	-	-	-	-	-	-	-	-	31,732	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	771	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	771	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	2,489	1,516	4,881	-	713	-	2,597	-	1,650	3,568	-	2,040	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	2,489	1,516	4,112	-	-	-	2,597	-	-	3,568	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	768	-	713	-	-	-	1,650	-	-	1,332	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	707	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	244	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	13,898	11,684	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	125,567	15,202	-	93,956	1,516	19,882	-	713	-	2,897	-	2,422	39,850	-	2,040	-

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,267
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,820
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,600
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,181
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,517
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,804	-	1,201	-	-	-	400	100	-	-	-	-	-	-	-	94,687
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,804	-	1,201	-	-	-	400	100	-	-	-	-	-	-	-	14,916
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	1,600	-	20,045	-	-	7,474	-	-	-	-	-	-	-	-	80,049
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	21,858	-	-	-	-	3,512	-	-	-	-	-	-	-	-	26,143
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	771
不動産関連向け	42,742	1,236	-	-	276	-	-	6,712	1,307	-	-	7	-	-	-	71,740
自己居住用不動産等向け	42,480	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,810
賃貸用不動産向け	-	1,190	-	-	-	-	-	6,712	-	-	-	7	-	-	-	12,376
事業用不動産関連向け	261	-	-	-	276	-	-	-	1,307	-	-	-	-	-	-	1,846
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	707
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	9,931	-	-	-	-	-	-	-	-	9,931
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,098	-	-	-	-	2,354	-	-	-	3,698
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	840	-	-	-	-	-	-	-	-	840
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,582
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	6,273	-	-	-	-	-	-	-	-	6,273
合計	45,546	24,694	1,201	20,045	276	-	29,531	6,812	1,307	-	-	2,362	-	-	-	435,829

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	4,403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	42,804	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	600	-	-	400	-	-	-	-	-	-	-	-	900	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	62,222	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	200	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	72,322	-	13,930	-	-	-	1,302	-	-	2,768	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	3,803	-	3,301	-	-	-	1,302	-	-	2,268	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	28,187	-	-	-	-	-	-	-	-	33,212	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	79	-	9,399	-	-	-	-	-	-	-	610	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	176	-	-	-	-	-	-	-	610	-	-	-	-
不動産関連向け	-	16	-	34,669	590	2,562	-	853	-	1,170	-	1,221	1,779	-	2,012	-
自己居住用不動産等向け	-	16	-	34,669	590	1,751	-	-	-	1,170	-	-	1,779	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	810	-	853	-	-	-	1,221	-	-	1,287	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	725	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	9	-	79	-	-	-	-	-	-	-	-	147	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	431	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	11,661	13,904	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	121,692	17,510	-	145,867	590	16,593	-	853	-	2,473	-	1,831	38,807	-	2,012	-

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,403
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42,804
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,900
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,222
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,500
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,004	-	1,001	-	-	-	300	100	-	-	-	1,100	-	-	100	95,930
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,004	-	1,001	-	-	-	300	100	-	-	-	-	-	-	100	14,182
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	1,300	-	20,198	-	-	7,618	-	-	-	-	-	-	-	-	90,517
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	17,699	-	-	-	-	322	-	-	-	-	-	-	-	-	28,111
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	786
不動産関連向け	21,199	1,247	-	-	367	-	-	9,246	1,190	-	-	5	-	-	-	78,134
自己居住用不動産等向け	20,948	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60,948
賃貸用不動産向け	-	1,227	-	-	-	-	-	9,246	-	-	-	5	-	-	-	14,652
事業用不動産関連向け	250	-	-	-	367	-	-	-	1,190	-	-	-	-	-	-	1,808
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	725
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,931	-	-	-	8,931
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,861	-	-	-	-	1,672	-	-	-	3,768
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	455	-	-	-	-	-	-	-	-	886
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,566
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,671	-	-	6,671
合計	24,203	20,246	1,001	20,198	367	-	10,557	9,346	1,190	-	-	11,708	6,671	-	100	453,826

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	289,447	2,778	10	289,565
40%～70%	68,423	38,330	10	68,893
75%	21,253	7,921	13	19,049
80%	1,201	—	—	1,201
85%	21,410	1,846	28	19,992
90%～100%	10,968	3,013	12	10,538
105%～130%	8,142	—	—	8,120
150%	12,364	62	10	12,200
250%	6,267	—	—	6,267
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	439,480	53,953	11	435,829

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	302,968	2,856	10	303,108
40%～70%	68,882	39,439	10	69,329
75%	22,899	8,965	11	20,246
80%	1,001	—	—	1,001
85%	21,555	2,139	27	20,198
90%～100%	10,859	4,125	11	11,024
105%～130%	10,553	—	—	10,536
150%	11,795	60	10	11,708
250%	6,671	—	—	6,671
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	457,189	57,587	11	453,826

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を減額する手法のことです。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

(1)適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

(2)貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺して計算しております。預金の種類は積立定期預金を除く定期預金及び定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金は全額、貸出金の残存期間を下回る預金は、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としております。

(3)保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及びしんきん保証基金が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		6,711	6,594	62,662	69,038	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。当金庫は、直接的に派生商品取引は行っておりませんが、当金庫の保有している一部のファンド型投資信託商品において、投資信託会社による運用で間接的に派生商品取引に該当するものがございます。ただし、間接的なものであり金額的にも少額な為、当金庫としては、特段の管理は行っておりません。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ———— 該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などの資産の価値を裏付けとして証券を組成し、それを第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、債券を購入する側である投資家に分類されます。

証券化商品投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより適時把握し、より適切な管理を目指しております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等やデューデリジェンス・モニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況・パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、最終決定をしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計基準については、当金庫の内部規定及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(6) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

前掲「3.信用リスクに関する事項(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関」の4機関を採用しております。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項 ———— 該当ございません。

7. CVAリスクに関する事項

(1)CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

当金庫では、派生商品取引について「簡便法」を採用しCVAリスク相当額を算出しております。

(2)CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクの算出対象である派生商品取引には、市場の変動や取引相手方の信用力悪化により時価が下落し、当金庫が損失を受けるリスクが内包されております。当金庫は、直接的に派生商品取引は行っておりませんが、当金庫の保有している一部のファンド型投資信託商品において、投資信託会社による運用で間接的に派生商品取引に該当するものがございます。ただし、間接的なものであり金額的にも少額な為、当金庫としては、特段の管理は行っておりません。

8. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「標準的手法」を採用しております。

(2)BIの算出方法

当金庫では、BIの算出にあたりILDC（金利要素）、SC（役務要素）、及びFC（金融商品要素）を合計して算出しております。

(3)ILMの算出方法

当金庫では、ILMの値は「1」を用いております。

(4)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

(5)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、株式、投資信託などの保有について、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行い、より適正な収益を確保することを基本方針としております。

株式や投資信託などは、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切に処理することとしております。価格変動リスクは金利リスクと併せて、ALM委員会等において管理し、定期的に代表理事へ報告しております。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	8,110	8,110	10,330	10,330
非上場株式等	2,476	2,461	2,483	2,467
合計	10,587	10,572	12,813	12,797

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 非上場株式等は、「その他資産」に計上している非上場の出資を含めております。

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
売却益	623	512
売却損	5	10
償却	47	59

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	964	2,623

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	22,315	21,491
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるものについて金利の変動により経済価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、ALMシステムなどを活用して内部データの蓄積や理論的検証などの確立に努め、適切な管理を行うことを基本方針としております。

金利リスクの管理については、担当部署において市場リスク管理の枠組みの中で対応し、ALM委員会等に報告し、ポートフォリオの改善策等を検討しております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

(3)コア預金について

コア預金とは、明確な金利改定期間がなく、お客さまのご要望により随時払い出すことができる預金（普通預金、当座預金等）のうち、引き出されることなく長い間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、リスク量の算定にあたって、普通預金や当座預金等の期末残高の2分の1相当額を残存期間2.5年として取り扱っております。

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,516	14,018	△483	△392
2	下方パラレルシフト	0	0	442	277
3	スティープ化	11,286	12,660		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	12,516	14,018	442	277
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	26,338		25,327	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。